様式第１号

（元号）○年○月○日

○○労働局長　殿

住　　所

事業場名

代表者職氏名

（代理人の場合）

住　　所

事業場名

代理人氏名

（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の交付を受けたいので、

下記の書類を添えて申請します。

記

１　申請金額　　　　　　　　　　　　円

２　事業の目的及び内容

３　申請コース（①30円コース、②45円コース、③60円コース、

④90円コース）

※いずれかに○をすること。

４　生産性要件（①６％以上、②１％以上６％未満、③該当なし）

※いずれかに○をすること。

　５　特例事業者（①賃金要件、②物価高騰等要件、③該当なし）

※いずれかに○をすること。

（裏面に続く）

６　消費税の適用に関する事項（該当するもの一つに〇）

|  |
| --- |
| （１）　ア　消費税額を助成対象経費に含めないで国庫補助所要額を算定イ　消費税額を助成対象経費に含めて国庫補助所要額を算定 |
| （２） （１）でイを選択した理由 |
| ア　免税事業者であるイ　簡易課税事業者である | ウ　消費税法別表第３に掲げる法人であるエ　ア～ウ以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する |

７　国庫補助金所要額調書（別紙１）

（添付資料）

１　事業実施計画書（別紙２）

２　助成対象経費の見積書

３　生産性要件を満たしていることが確認できる書類（交付要綱第４条第３項に該当する場合）

４　特例事業者に該当することを確認できる書類（交付要綱第４条第４項に該当する場合）

５　申請前３月分（※）の賃金台帳の写し

　　（※）給与形態等によっては、３月分以上必要となる場合があります。

６　その他参考となる書類

別紙１

国庫補助金所要額調書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 総事業費Ａ | 収入額Ｂ | 差引額（Ａ－Ｂ）Ｃ | 対象経費支出予定額Ｄ | 対象経費支出予定額（Ｄ）に助成率（※１）を乗じた額Ｅ | 基準額（上限額）※２Ｆ | 選定額（ＥとＦを比較して少ない方の額）Ｇ | 国庫補助基本額（ＣとＧを比較して少ない方の額）Ｈ | 国庫補助所要額（1,000円未満切り捨て）※３Ｉ |
| 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金） | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

※１　事業場内最低賃金900円未満の事業場にあっては10分の９

　　　事業場内最低賃金900円以上950円未満の事業場にあっては５分の４（ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は10分の９）

　　　事業場内最低賃金950円以上の事業場にあっては４分の３（ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は５分の４）

※２　別表第１の第５欄又は別表第３の第２欄に定める各コースの上限額

※３　I欄の国庫補助所要額は（税抜・税込）である。（いずれかに○をすること。）

別紙２

事　　　業　　　実　　　施　　　計　　　画　　　書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　申請企業の規模等 | ①資本金又は出資の総額 | 円 | ②企業全体で常時使用する労働者の数 | 　　　　　 人  |
| ③本店所在地 |  |
|  | ④法人番号（個人事業主は記載不要） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ 業務改善等を行う事業場 | ①事業場の名称 |  |
| ②労働保険番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | － |  |  |  |
| ③所　在　地 | 〒 |
| ④電話番号 |  | ⑤常時使用する労働者の数 | 人 |
| ⑥事業内容 |  |
|  | 産業分類 | 大分類 |  | 中分類 |  |
| ３　助成事業の概要 |
| (1) 賃金引上計画［①30円コース、②45円コース、③60円コース、④90円コース］※いずれかに○をすること。 |
| ア 常時使用する労働者※該当労働者全員の申請前の賃金状況を記載すること（時間給又は時間換算額順に記載願います。）。なお、該当者が多く書き切れない場合は、別紙（様式任意）に記入すること。 | 労働者職氏名 | 性別 | 生年月日 | 採用年月日 | 時間給又は時間換算額 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| イ 事業場内最低賃金を引き上げる計画※⑤引上げ額の該当者が多く書き切れない場合は、別紙（様式任意）に記入すること。 | ①賃金計算期間②賃金支払日③引上げ年月日　　（元号）　 　年　 　月　 　日④別表第１の第４欄又は別表第３の第１欄に基づく引上げ労働者数　　　　　　　　人⑤引上げ額　　氏名　　　　　　　　　　引上げ額　　　　　円 氏名　　　　　　　　　　引上げ額　　　　　円　　　　　　 　氏名　　　　　　　　　　引上げ額　　　　　円 氏名　　　　　　　　　　引上げ額　　　　　円 |
| ウ　事業場内最低賃金規定を定めた就業規則等（案） | 第○条　□□□・・・。 |
| (2) 事業実施計画 |
| 必要性、内容及び実施方法 | 実施予定時期 | 費用見込額 |
| ※生産性向上、労働者の労働能率の増進に効果があることを具体的に記入してください。（記載内容例）(1)現状の作業方法(問題点)、所要時間等(2)設備投資など業務改善計画の内容(3)計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果 |  |  |
| 費　用　見　込　額　合　計 | 円 |
| (3)　事業完了予定期日※１　　　　（元号）　　年　　月　　日 |
| ４　申請前３月間の解雇等の状況※２（交付要綱第４条第５項第一号関係） |
| ５　他の助成金の受給、申請の有無（交付要綱第４条第５項第一号のエ関係） | 有 ・ 無 |
|  | 有の場合、助成金の名称 |  |
| ６　過去の業務改善助成金の受給の有無（交付要綱第４条第５項第二号関係） | 有 ・ 無 |
|  | 有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額 | 円 |
| ７　労働関係法令違反の有無（交付要綱第４条第５項第三号関係） | 有 ・ 無 |
| ８　補助金等の決定取消し等の有無(過去３年)（交付要綱第４条第５項第四号関係） | 有 ・ 無 |
| ９　暴力団関係事業場の該当の有無（交付要綱第４条第５項第五号関係） | 有 ・ 無 |
| 10　破壊活動防止法の該当の有無（交付要綱第４条第５項第六号関係） | 有 ・ 無 |
| 11　徴収金の滞納の有無（交付要綱第４条第５項第七号関係） | 有 ・ 無 |
| 12　倒産の有無（交付要綱第４条第５項第八号関係）　　　　　　　　　　　　 | 有 ・ 無 |
| 13　不正受給の公表同意の有無（交付要綱第４条第５項第九号関係） | 有 ・ 無 |
| 14　振込を希望する金融機関 |
|  | 金融機関名 |  | 支 店 名 |  |
| 口座の種類 | 普通　・　当座　　　 | 口座番号 |  |
| （フリガナ）口座名義 |  |
| 15　その他 |
|  |

※１　事業完了予定期日とは、①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日のいずれか遅い日

※２　解雇等とは、 解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰

すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、① その者の非違によることなく勧奨を

受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、

労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は

所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取

得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労

働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

様式第２号－１

○労発雇均第○号

（元号）○年○月○日

申請事業者　殿

○○労働局長　印

（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付決定通知書

　（元号）○年○月○日付け申請のあった（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第６条

第１項の規定により、

第３項の規定により、修正の

うえ、

下記のとおり交付することに決定したので、同法第８条の規定により通知します。

記

１　助成金の交付の対象となる経費は、平成23年４月１日厚生労働省発基0401第39号厚生労働事務次官通知の別紙「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第４条に定める経費（以下「助成対象経費」という。）であり、その内容は　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　である。

（元号）○年○月○日申請書記載のとおり

２及び３のとおり

２　助成対象経費及び助成金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、助成対象経費又は助成金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

　　　　　　　・事業に要する経費　　　金　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　・助成金の額　　　金　　　　　　　　　　　円

３　助成金額は、交付要綱第４条第２項、第３項及び第４項に定める算定方法に基づいて行うものである。

４　助成事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。

５　最低賃金法第14条及び第19条に定める最低賃金が改定された場合において、労働者の賃金額がこれら最低賃金の額を下回るときは、改定後の最低賃金の効力発生日以後の最初の賃金支払日に当該最低賃金額以上の賃金を労働者に支払っていなければ助成金の交付を受けることができない。

６　この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、（元号）○年○月○日とする。

７　補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

※　中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）は、政治資金規正法第22条の３第１項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断している。

様式第２号－２

○労発雇均第○号

（元号）○年○月○日

申請事業者　殿

○○労働局長　印

（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

不交付決定通知書

　　（元号）○年○月○日付けで申請のあった中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、交付しないことと決定したので通知します。

様式第３号

（元号）　　年　　月　　日

○○労働局長　殿

住　　所

事業場名

代表者職氏名

（代理人の場合）

住　　所

事業場名

代理人氏名

（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業計画変更申請書

　（元号）○年○月○日○労発雇均第○号をもって交付の決定を受けた標記補助金について事業実施計画の変更の承認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

１　変更を受けようとする理由

２　国庫補助金所要額変更調書（別紙）

３　事業変更計画書

４　その他参考となる関係資料

別紙

国庫補助金所要額変更調書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 総事業費Ａ | 収入額Ｂ | 差引額(Ａ－Ｂ）Ｃ | 対象経費支出予定額Ｄ | 対象経費支出予定額（Ｄ）に助成率（※１）を乗じた額　　　Ｅ | 基準額（上限額）※２Ｆ | 選定額（ＥとＦを比較して少ない方の額）Ｇ | 国庫補助基本額（ＣとＧを比較して少ない方の額）Ｈ | 国庫補助所要額（1,000円未満切り捨て）※３Ｉ | 既交付決定額Ｊ | 今回追加(減少)額（Ｉ－Ｊ）Ｋ |
| 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金） | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

※１　事業場内最低賃金900円未満の事業場にあっては10分の９

　　　事業場内最低賃金900円以上950円未満の事業場にあっては５分の４（ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は10分の９）

事業場内最低賃金950円以上の事業場にあっては４分の３（ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は５分の４）

※２　別表第１の第５欄又は別表第３の第２欄に定める各コースの上限額

※３　I欄の国庫補助所要額は（税抜・税込）である。（いずれかに○をすること。）

様式第４号－１

○労発雇均第○号

（元号）○年○月○日

助成事業者　殿

○○労働局長　印

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業計画変更承認通知書

　（元号）○年○月○日○労発雇均第○号で交付決定した（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、（元号）○年○月○日付けの申請に基づき、計画の変更を承認することと決定したので通知します。

様式第４号－２

○労発雇均第○号

（元号）○年○月○日

助成事業者　殿

○○労働局長　印

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業計画変更不承認通知書

　（元号）○年○月○日○労発雇均第○号で交付決定した（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、（元号）○年○月○日付けの申請に基づき審査したところ、計画の変更を承認しないことと決定したので通知します。

様式第５号

（元号）　　年　　月　　日

○○労働局長　殿

住　　所

事業場名

代表者職氏名

（代理人の場合）

住　　所

事業場名

代理人氏名

（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業廃止承認申請書

　（元号）○年○月○日○労発雇均第○号をもって交付決定を受けた（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の助成対象事業について、廃止したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　補助金の実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付決定額 | 助成金充当額 | 不用額 |
| 円 | 円 | 円 |

２　交付対象事業の廃止日

　　　　（元号）　　年　　月　　日

３　事業を廃止する理由

様式第６号

○労発雇均第○号

（元号）○年○月○日

助成事業者　殿

○○労働局長　印

（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業計画廃止承認通知書

（元号）○年○月○日○労発雇均第○号で交付決定した（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の助成対象事業については、（元号）○年○月○日付けの申請に基づき廃止を承認します。

様式第７号

（元号）　　年　　月　　日

○○労働局長 殿

住　　所

事業場名

代表者職氏名

（代理人の場合）

住　　所

事業場名

代理人氏名

（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業完了予定期日変更報告書

　（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）に係る事業完了予定期日の変更について、下記のとおり報告します。

記

１　事業完了予定期日

　　　　変更前　（元号）　　年　　月　　日

　　　　変更後　（元号）　　年　　月　　日

２　経費所要額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付決定額（交付決定年月日） | ○年度受入済額 | ○年度への要繰越額 | 不用額 |
| 円（（元号）○年○月○日） | 円 | 円 | 円 |

３　予定の期間内に完了しない（助成事業の遂行が困難になった）理由

様式第８号

（元号）○年○月○日

○○労働局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　〒□□□－□□□□（℡　　　－　　　－　　）

申請事業主　住所

　　　　　　　　氏名

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、

法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

（代理人の場合）

住　　所

事業場名

代理人氏名

状　　　況　　　報　　　告

（元号）　　年　　月　　日○労発雇均第○号をもって交付額確定の通知を受けた（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）について、（元号）○○年○月○日現在の助成金を受けた事業場の賃金の状況を下記により報告します。

なお、下記の記載内容について、相違ありません。

記

１　対象期間について

第４条第１項に定める賃金額を引き上げてから（元号）○○年○月○日まで

２　対象期間における解雇等※の有無について

　 （　該当あり　・　該当なし　）（注）いずれかに　 をすること。

３　賃金引上計画に基づいて引き上げた労働者の賃金の状況について

（注）２及び３に該当する労働者について、対象期間中の賃金台帳の写しを添付すること。

※　解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

様式第９号

（元号）　　年　　月　　日

○○労働局長　殿

住　　所

事業場名

代表者職氏名

（代理人の場合）

住　　所

事業場名

代理人氏名

（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業実績報告書

　標記について、下記のとおり報告します。

記

１　国庫補助金精算書（別紙１）

２　事業実施結果報告（別紙２）

３　賃金引上げを証する書面（賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し）

４　事業場内最低賃金規程を含む就業規則等の写し

５　導入した設備投資等の内容を証する書類（納品書、導入物の写真等）

６　経費の支出を証する書類（請求書、領収書等の写し、費用の振込記録が客観的に分かる

預金通帳等の写し）

７　その他参考となる書類

８　業務改善助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定する時期

　　（元号）○○年○○月頃

別紙１

国庫補助金精算書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 総事業費Ａ | 収入額Ｂ | 差引額(Ａ－Ｂ)Ｃ | 対象経費支出済額Ｄ | 対象経費支出済額（Ｄ）に助成率（※１）を乗じた額Ｅ | 基準額（上限額）※２　　　　Ｆ | 選定額(ＥとＦを比較して少ない方の額)　　　　　　　　Ｇ | 国庫補助基本額(ＣとＧを比較して少ない方の額)　　　　Ｈ | 国庫補助所要額（1,000円未満切り捨て）※３Ｉ | 交付決定額Ｊ | 国庫補助受入済額Ｋ | 差引過不足額(Ｋ－Ｉ)Ｌ |
| 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金） | 　　　　円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

※１　事業場内最低賃金900円未満の事業場にあっては10分の９

　　　事業場内最低賃金900円以上950円未満の事業場にあっては５分の４（ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は10分の９）

事業場内最低賃金950円以上の事業場にあっては４分の３（ただし、別途定める生産性要件を満たしている場合は５分の４）

※２　別表第１の第５欄又は別表第３の第２欄に定める各コースの上限額

※３　I欄の国庫補助所要額は（税抜・税込）である。（いずれかに○をすること。）

別紙２

事　　　業　　　実　　　施　　　結　　 果　　 報　　 告

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　申請企業の規模等 | ①資本金又は出資の総額 | 円 | ②企業全体で常時使用する労働者の数 | 　　　　　  人 |
| ③本店所在地 |  |
|  | ④法人番号（個人事業主は記載不要） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ 業務改善等を行った事業場 | ①事業場の名称 |  |
| ②労働保険番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | － |  |  |  |
| ③所　在　地 | 〒 |
| ④電話番号 |  | ⑤常時使用する労働者数　 | 人 |
| ⑥事業内容 |  |
|  | 産業分類 | 大分類 |  | 中分類　 |  |
| ３　助成事業の実施結果 |
| (1) 申請コース（①30円コース、②45円コース、③60円コース、④90円コース）※いずれかに○をすること。 |
| (2) 賃金引上計画の実施結果 |
| ア　事業場内で最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という。）の引上げ結果(ｱ)　賃金計算期間　(ｲ)　賃金支払日　(ｳ)　別表第１の第４欄又は別表第３の第１欄に基づく引上げ労働者数　　　　　人(ｴ)　引上げ年月日及び額　　（元号）　 　年　 　月　 　日引上げ額　 　　　　円（　　 　　　円から　　　　　円へ） |
| イ　常時使用する労働者の賃金状況※該当者が多く書き切れない場合は、別紙（様式任意）に記入すること。 |
| 労働者職氏名 | 性別 | 生年月日 | 採用年月日 | 引上げ前の時間額 | 引上げ年月日 | 引上げ後の時間額 | 引上げ額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| ウ　事業場内最低賃金規程を定めた就業規則等及び過半数労働者代表者等の意見書 |
| 別添写しのとおり。 |
| (3) 事業実施計画の実施結果（納品書、領収書、導入物の写真等を添付すること。） |
| 必要性、内容及び実施方法 | 実施時期 | 費用額 |
| ※計画を実施したことによる効果を具体的に記入してください。（記載内容例）(1)導入した設備投資等(2)計画の実施による生産性向上、労働能率の増進、業務改善の効果（導入前と比べて、どれくらい効果があったか等具体的に記入すること。） |  |  |
| 費　用　額　合　計 | 　　　 円 |
| ４　申請前３月間から事業実績報告までの間の解雇等※の状況（交付要綱第４条第５項第一号関係） |
| ５　他の助成金の受給、申請の有無（交付要綱第４条第５項第一号のエ関係） |
| 有　・　無 | 有の場合、助成金の名称 |  |
| ６　過去の業務改善助成金の受給の有無（交付要綱第４条第５項第二号関係） | 有 ・ 無 |
|  | 有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額 | 円 |
| ７　労働関係法令違反の有無（交付要綱第４条第５項第三号関係） | 有 ・ 無 |
| ８　補助金等の決定取消し等の有無(過去３年)（交付要綱第４条第５項第四号関係） | 有 ・ 無 |
| ９　暴力団関係事業場の該当の有無（交付要綱第４条第５項第五号関係） | 有 ・ 無 |
| 10　破壊活動防止法の該当の有無（交付要綱第４条第５項第六号関係） | 有 ・ 無 |
| 11　倒産の有無（交付要綱第４条第５項第八号関係） | 有 ・ 無 |
| 12　その他 |

※　解雇等とは、 解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、 ②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

様式第10号

（元号）　　年　　月　　日

　○○労働局長　殿

住　　所

事業場名

代表者職氏名

（代理人の場合）

住　　所

事業場名

代理人氏名

（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

支給申請書

　中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　助成金申請額（詳細は、様式第９号「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業実績報告書」参照）

金　　　　　　　　　円

２　振込先（交付申請書と異なる振込先を希望する場合に記入）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 口座の種類（該当するものを○で囲んでください。） | 普通・当座 | 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

様式第11号

○労発雇均第○号

（元号）　　年　　月　　日

申請事業者　殿

○○労働局長　印

（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付額確定及び支給決定通知書

（元号）○年○月○日○労発雇均第○号をもって交付決定した中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、（元号）○年○月○日付け事業実績報告書及び（元号）○年○月○日付け支給申請書に基づき審査をした結果、下記の金額を交付額として確定し、支給することを決定しましたので通知します。

記

支給決定額（交付確定額）　　　　　　　　　　円

様式第12号

（元号）　　年　　月　　日

○○労働局長　殿

住　　所

事業場名

代表者職氏名

（代理人の場合）

住　　所

事業場名

代理人氏名

（元号）○年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

　（元号）○年○月○日○労発雇均第○号をもって交付決定を受けた（元号）○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金　　　　　　　　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金　　　　　　　　　円

３　添付資料

　　記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

様式第13号

○労発雇均第○号

（元号）○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　殿

○○労働局長　　印

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

交付決定取消及び返還命令通知書

　（元号）　　年　　月　　日　労発雇均第　号で交付決定した中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第１項の規定により、交付決定の全部を取消したので通知する。

なお、既に支給した下記２の金額については、同法第18条第１項の規定により下記３の期限までに返還することを命ずるとともに、同法第19条第１項の規定により（元号）　年　　月　　日から納付の日までの日数に応じ、当該金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することを命ずる。

また、この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができる（処分があった日から１年を経過した場合を除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（処分があった日から１年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならない（裁決があった日から１年を経過した場合を除く。）。

記

１　返還の理由

２　返還額　　　　　円

３　返還の期限

（元号）　　年　　月　　日

４　返還の方法

　　別途交付する納入告知書に従い、上記２の金額を国庫に納付すること。